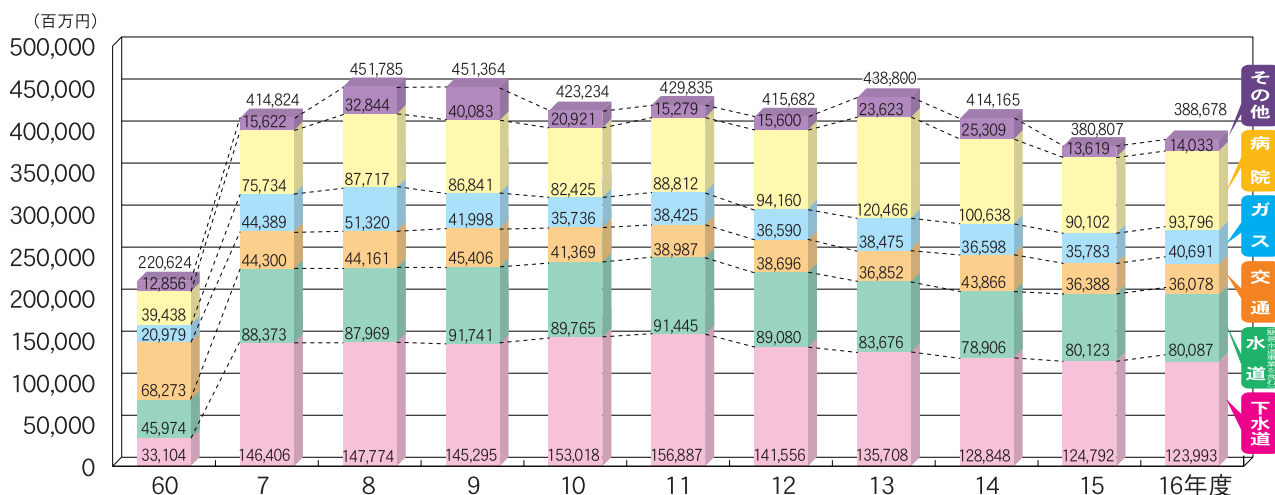


6、公営企業

平成16年度の決算規模は全体で3,886.8億円となり、前年度（3,808.1億円）から78.7億円の増となりました。これを普通会計の歳出決算額と比較すると、およそ42.7%の額に相当し、市町村行財政運営の中でも極めて大きな位置を占めていると言えます。

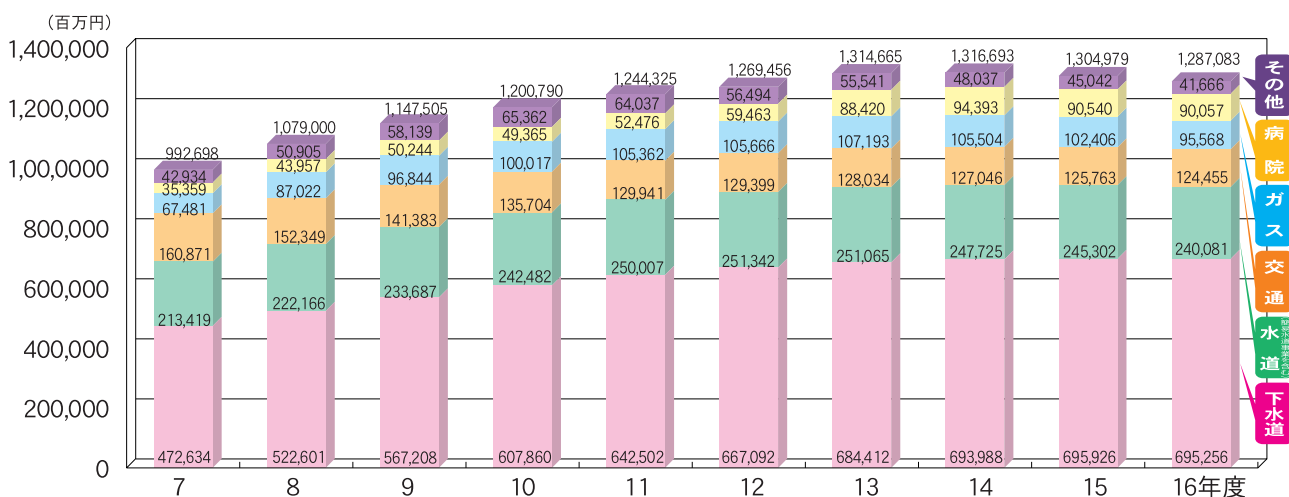
決算規模を事業別に見ると、下水道事業が公営企業全体の31.9%を占めており、以下、病院事業24.1%、水道事業（簡易水道事業を含む。）20.6%等となっています。

市町村公営企業決算規模の推移



平成16年度末の企業債現在高は、1兆2,870.8億円に上ります。特に下水道事業は増加が著しく、平成7年度末からの10年間で2,226.2億円（47.1%）の増となっており、公営企業全体に占める割合も平成16年度末で54.0%と1 / 2以上を占めるものとなっています。

企業債現在高の推移

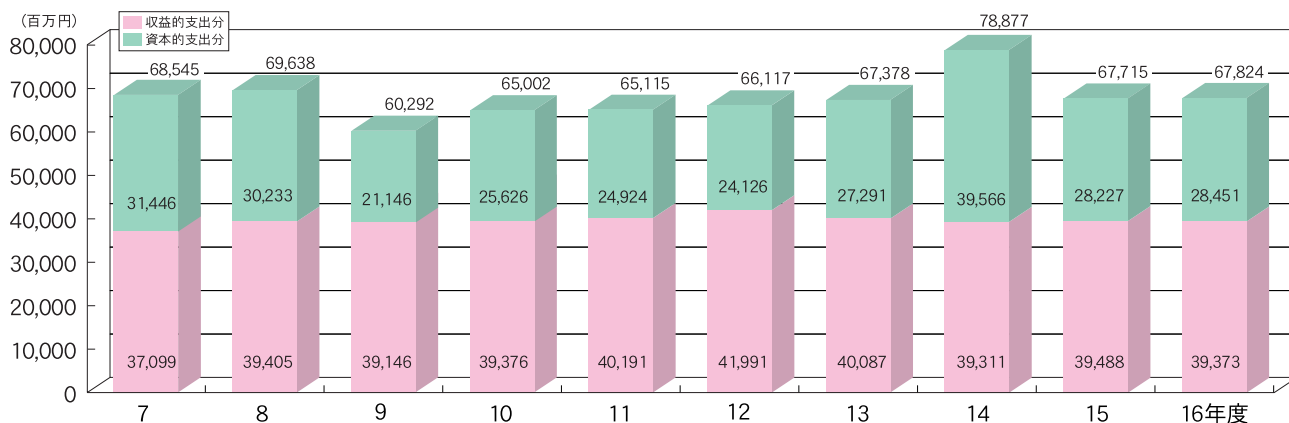


平成16年度の他会計繰入金は公営企業全体で678.2億円となり、前年度（677.2億円）から1.1億円の増となりました。この内訳を見ると、収益的支出に充てられた繰入額は393.7億円で、収益的収入に占める割合は14.9%となっています。一方、資本的支出に充てられた繰入額は284.5億円で、資本的収入に占める割合は26.2%となっています。

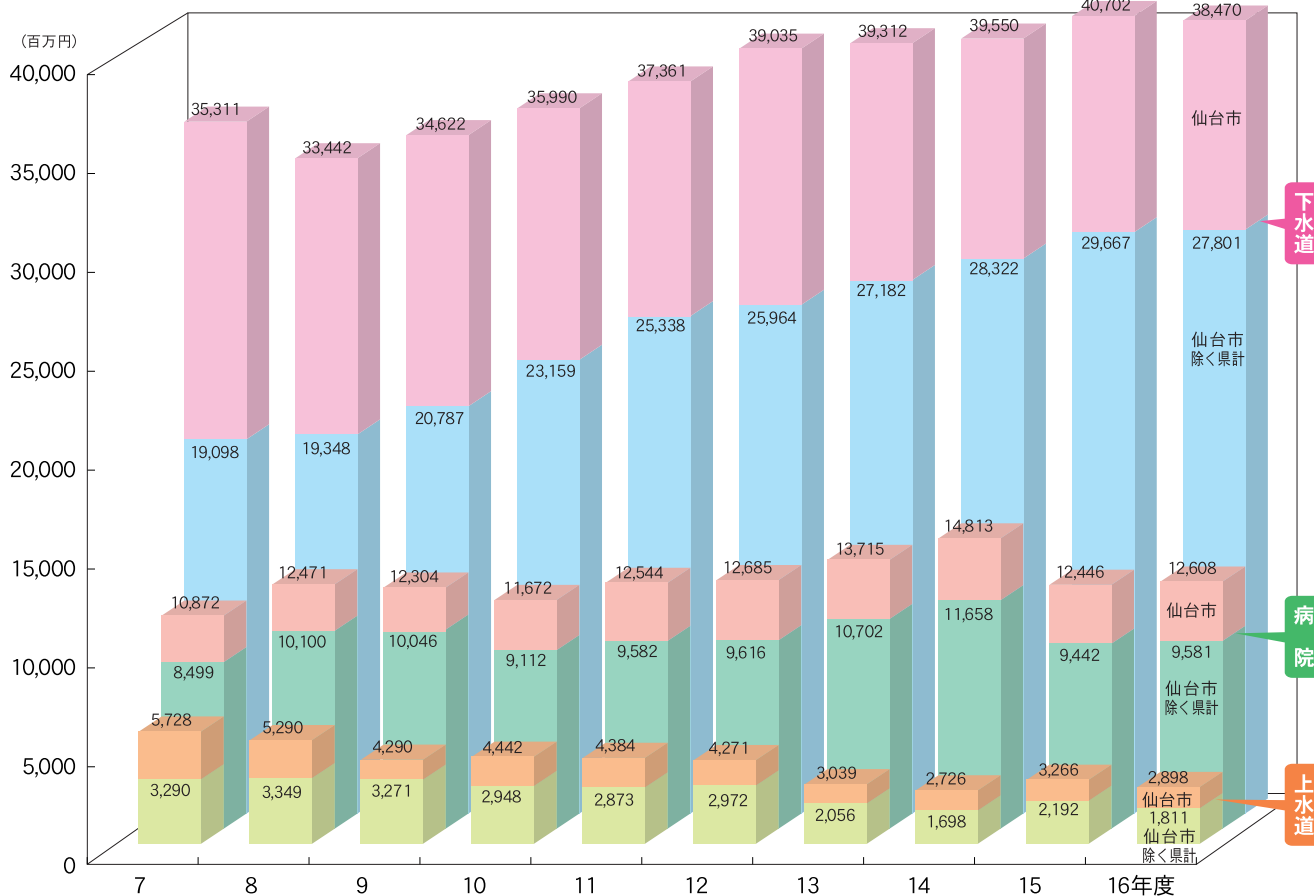
公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計が負担すべきものもあり

ますが、基本的には独立採算性の原則により経営に伴う収入をもって運営しなければなりません。しかし、現実には、このように依然として多くの事業において一般会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。

他会計繰入金の推移



事業別他会計繰入金の推移



用語解説

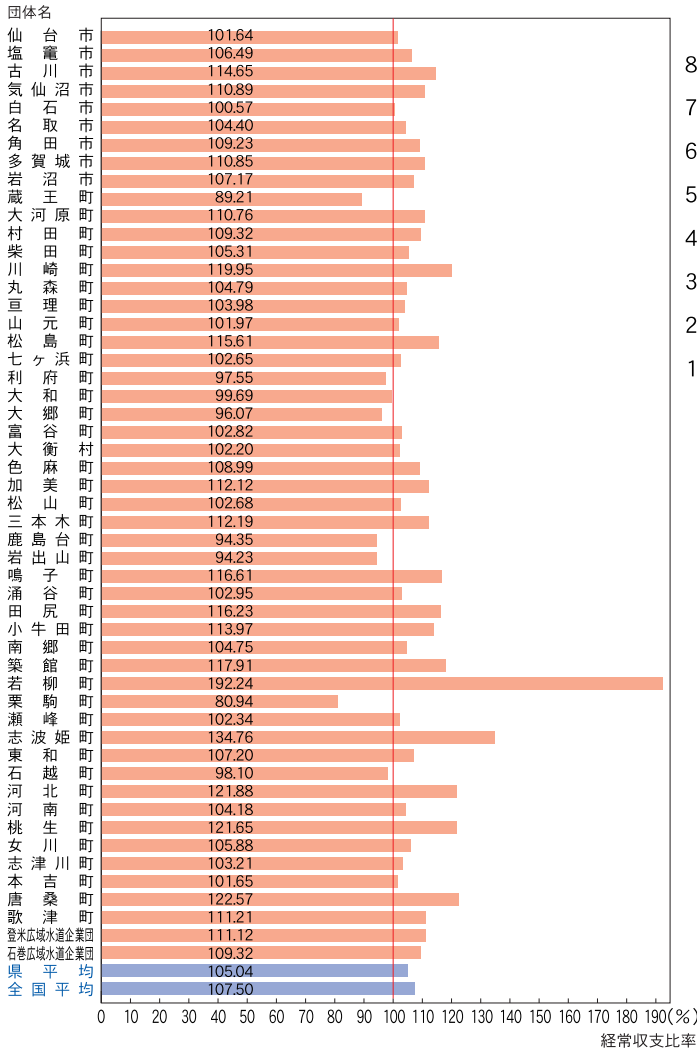
他会計繰入金 一般会計から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して、料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるための財源が繰入れられています。その繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

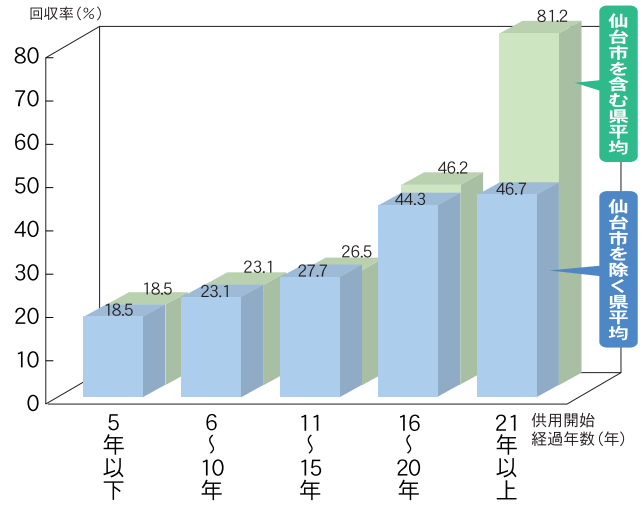
平成16年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率 (上水道事業及び法適用簡易水道事業)

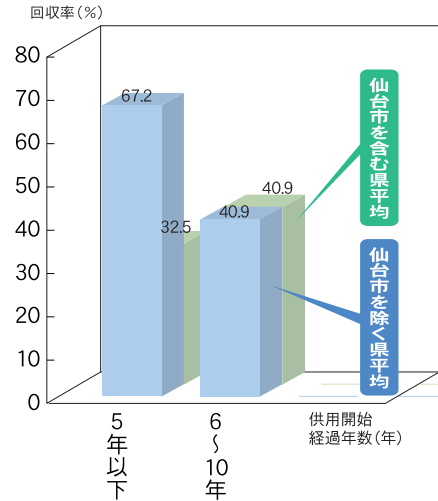


下水道事業における県内平均経費回収率

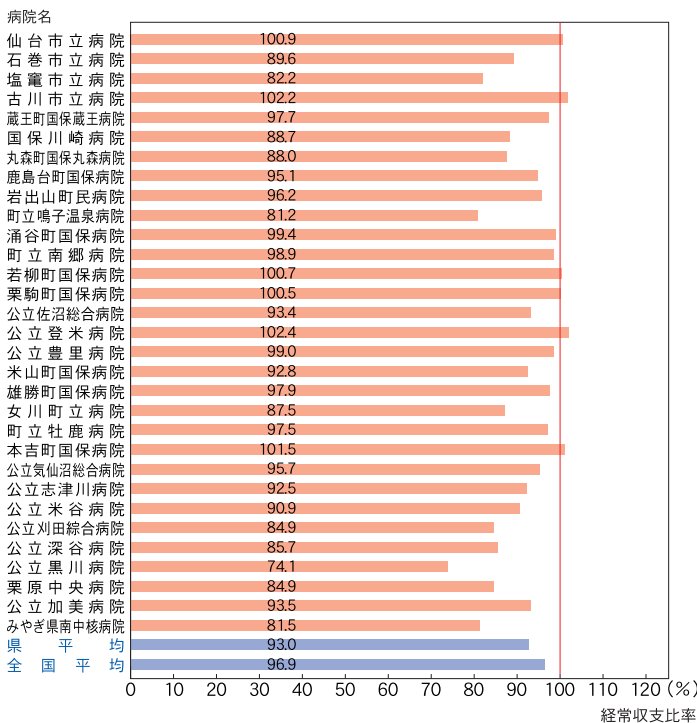
(1) 公共下水道等の集合処理施設



(2) 浄化槽(市町村整備事業分)



市町村立病院の経常収支比率



用語解説

経常収支比率 公営企業の経営分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を切る場合は収益が費用を下回る状態です。算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100(\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入でまかなえているかを示したものであり、一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向があります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によってまかなうこととなっています。算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{使用料単価} (\text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} ((\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100(\%)$$